

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月以降、市内施設の休館や、事業の中止及び延期等の対応を行いました。学童クラブ及び保育所等においては、登園自粛を保護者に要請したうえで、開所・開所しました。

子ども・子育て支援事業計画における事業の新型コロナウイルス感染症の対応状況について、報告いたします。

2 各施設における対応について(学校、学童クラブ、保育所等、幼稚園)

(1)これまでの経緯

月	学校の対応	学童クラブの対応	保育所等の対応	幼稚園の対応
3月	・国からの対応を受け、3月2日から春休み前日まで市内焼耐学校を臨時休業とする。	・学校休業に伴い、午前中からの開所を決定 ・市から保護者へ登所自粛のお願い	・保育所等を通じて登園自粛のお願い ・卒園式・入園式の対応について(感染防止対策に関する情報提供)	
4月	・東京都の方針により、学校休業を5月6日(水)まで延長する。	・学校休業の延長に伴い、5月6日(水)まで登所自粛を要請し、午前中からの開所を継続することを決定	・学校休業の延長に伴い、5月6日(水)まで登園自粛を要請し、通常通り開園することを決定	・春休み終了翌日から5月6日まで休園する。(預かり保育は登園自粛を要請した上で実施。)
		●4月7日(火) 市長メッセージ(保育所等での掲示、市ホームページへ掲載) ・5月6日までの期間、登所・登園の自粛について、市民に対し強く要請 ●4月8日(水) 緊急事態宣言		
5月	・東京都の方針により、学校休業を5月9日(土)まで延長とする。 ・東京都の方針により、学校休業を5月31日まで延長とする。	・学校休業の延長に伴い、5月9日(土)までの期間、これまでの対応を延長することを決定。 ・学校休業の延長に伴い、5月31日(日)までの期間、これまでの対応を延長することを決定(指定管理者及び保護者へ通知)	・市における新型コロナウイルス感染症対策の実施期間の延長に伴い、5月31日(日)までの期間、これまでの対応を延長することを決定(保育所等施設長及び保護者へ通知)	・5月31日まで休園を延長とする。(預かり保育は登園自粛を要請した上で実施。)

6月	・東京都の方針により、分散登校を開始。6月8日(月)通常どおり開校。	・学校の分散登校実施期間は、午前中開所を延長。6月8日以降、通常どおり開所。	・6月1日から通常どおり再開。	・6月1日から通常どおり再開。
----	------------------------------------	--	-----------------	-----------------

※登所・登園の自粛…家で育成・保育が可能な場合(育休中、在宅勤務等)は登所・登園を自粛していた。ただし、医療従事者等の社会的基盤を担う仕事をしている保護者に対しては自粛を求めない。

(2) 学童クラブ及び保育所等の登所・登園率について

保護者の皆様の御協力により、5月末時点で学童クラブ、保育所等ともに3割を切りました。6月以降については、ほぼ通常どおりの登園・登所率となっております。

(3) 学童クラブ育成料及び保育料の日割計算について

登所・登園を自粛した場合、日数に応じて育成料や保育料を日割計算して差額を還付します。(令和2年3月分から5月分の育成料及び保育料について対応しました。)

(4) 保育所等の臨時休園について

保護者から、保育所等の臨時休園を求める御意見が多く寄せられました。保育所等は、様々な理由により家庭で保育ができない場合に子どもを預けるためのセーフティーネットであり、保育所等を休園した場合、必要な保育が受けられず、最悪の場合は子どもの命に関わるようなことが発生する可能性があることから、園内で感染が発生した場合を除き、保育所等は休園しないことが基本的な考え方であり、福生市の保育所はその基本に忠実に対応しました。

(5) 他自治体の状況について

●学童クラブ…23区 26市すべて登所の自粛を要請したうえで開所

●保育所等…23区 原則閉園 11区 登園自粛 11区 不明 1区
26市 原則閉園 5市 登園自粛 21市

3 児童虐待等への対応

政府や世界保健機関(WHO)が警告したように、今般の対策に基づく登所・登園の自粛要請が、DVや児童虐待を誘発するということが懸念されてきました。そのため、福生市では、令和2年4月10日付けで子ども家庭部長名の事務連絡において、学童クラブ及び保育所等に次のとおり対応を依頼しました。

- 1 児童虐待等が疑われる児童、適切な育成・保育が困難な家庭等、支援が必要となるケースについては、自粛等について促さないようにすること。
- 2 支援が必要となるケースで、現在自粛等を行っている場合は、定期的に電話連絡等を行い、児童の様子を確認すること。また、必要に応じて登所・登園を促すこと。
- 3 児童虐待等が疑われる場合や児童の様子自体が確認できない等の場合は、至急、子ども育成課又は子ども家庭支援センターに連絡すること。

4 市内公共施設について

令和2年4月 8 日の国の緊急事態宣言に基づき、市内公共施設についても、臨時休館等の対応をとりました。

5 福生市主催事業、イベント等の中止及び延期等について

福生市の主催事業、イベント等の実施につきましては、市の「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取り扱い方針」(令和2年2月 26 日決定)に基づき、当分の間は中止又は延期の対応としています。また、「福生市新型インフルエンザ等対策本部会議」において、現時点では9月末日までの市主催事業については、原則として中止及び延期することの決定がなされており、子ども・子育て関連の事業・イベント等についても、同様の対応をしております。

また、3～4か月健康診査等については、対象者数を限定するなどして感染症対策を行った上で実施しました。

【中止となった事業(一部)】

- ・子育てなんでも相談(子ども家庭支援課)
- ・子育てサロン「はとぽっぽ」(社会福祉課)
- ・ふっさ輝きフェスティバル(生涯学習推進課)
- ・子ども議会(生涯学習推進課)
- ・福生市青少年の意見発表大会(子ども育成課)
- ・軽スポーツ&とん汁会(生涯学習推進課)
- ・児童館各種事業(子ども育成課)
- ・公民館、図書館等各種事業 など 多数

6 新型コロナウイルス感染症への対策事業(子ども・子育て支援関連)について

令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症への対策事業(令和2年7月 28 日現在)

事業	概要	担当課
感染症拡大防止対策	衛生環境の整備;備品、消耗品の購入、消毒、清掃等	安全安心まちづくり課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
出産応援品の配付	妊婦検診時のタクシー利用や感染防止のために必要な物品を購入するための出産応援品(1万円相当)を配布	健康課
子育て世帯応援キャッシュバック事業 <small>福生市独自事業</small>	市内店舗で買い物や食事等をした 18 歳以下の子どもがいる子育て世帯に対し、子ども一人あたり1万 5,000 円を上限にキャッシュバック	子ども育成課

子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給世帯に対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給	子ども育成課
ひとり親家庭等への臨時特別給付金 <small>福生市独自事業</small>	児童育成手当(障害手当を含む)の受給者に対し、対象児童一人あたり3万円を給付	子ども育成課
ひとり親世帯への臨時特別給付金	児童扶養手当受給世帯に1世帯当たり5万、第2子以降一人につき3万円加算、減収世帯にはさらに5万円追加給付	子ども育成課
ひとり親家庭支援事業	都内在住で児童扶養手当受給者に生活必需品(カタログ)を提供	子ども育成課
ウェルカム赤ちゃん臨時特別給付金 <small>福生市独自事業</small>	特別定額給付金の対象外となっている令和2年4月28日から令和3年4月1日に生まれた子どもに対し、一人あたり10万円を給付	子ども育成課
GIGA スクール構想の早期実現	ICTの活用によりすべての子どもたちの学びを保障できる環境を整備	教育指導課
家庭学習用端末の貸出	小中学校に配備されている端末を休校中に家庭学習で活用できるように設定を行い、家庭学習用として貸出	教育指導課
学校休業中の昼食代に対する補助	就学援助及び特別支援教育就学奨励費受給者に対して、給食費相当額の扶助費を支給(令和2年3月から5月分)	教育支援課
ふっさっ子の広場開設時間の拡大 <small>福生市独自事業</small>	小学校臨時休業の緊急措置として、平日の午前中にふっさっ子の広場を開設	生涯学習推進課

上記のほか、家庭でご覧いただけるオリジナル動画(プチ工作、おうちトレーニング、離乳食教室、沐浴の仕方、絵本の読み聞かせ動画など)を公開するなどしました。

7 その他

なお、新型コロナウイルス感染症への対策事業については、急遽対応をしておりますことから、令和2年度子ども・子育て支援事業計画(第2期)年度目標には反映されておられません。今後につきましても、感染症拡大の状況、国や都の対応等を鑑みながら、随時新型コロナウイルス感染症への対策を講じていく予定となっております。